

久留米市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 委員の任期は、協議会の委員を委嘱した日から平成30年3月31日までとし、平成30年4月1日以降は2年とする。</p> <p>ただし、当該委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 委員の任期は<u>3年以内とし、市長が決定する。</u></p> <p>ただし、当該委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>